

令和4年6月15日

令和4年登米市議会定例会
6月定期議会 議案

(その3)

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
請願第 2 号	介護予防施策のさらなる推進を求める請願	3
発議第 2 号	市長の専決処分事項の指定についての一部改正について	5
発議第 3 号	水田活用の直接支払交付金の見直しに対する意見書	7
	常任委員会の調査報告	別冊

令和4年6月9日

登米市議会
議長 関 孝 様

教育民生常任委員会
委員長 武田 節 夫



請願審査報告書

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第146条第1項の規定により報告します。

受理番号	付託年月日	件名	審査の結果	委員会の意見	措置
請願第1号	令和4年2月3日	介護予防施策のさらなる推進を求める請願	不採択とすべきもの	別紙のとおり	

(別紙)

平成 27 年 4 月の介護保険制度改正により、「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設され、要支援 1・2 及び事業対象者が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と 65 歳以上の全ての方が利用できる「一般介護予防事業」に構成された。

そのうち、「介護予防・生活支援サービス事業」では、従前の介護予防給付として提供されていた「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」のほか、緩和した基準によるサービスなどの多様なサービスについて、市町村が地域の実情に応じ、その内容や費用、基準等を定めることが可能となった。

本請願の趣旨は要支援者と要介護者の介護サービスの棲み分けを図り、登米市民が安心して暮らすことができるよう介護予防施策のさらなる推進を求めるというものであり、具体的には登米市内において緩和型通所介護施設の開設にあたり必要となる環境整備（要綱の制定、窓口の設置など）を市へ働き掛けてほしいというものである。

本市においては、急速な高齢化の進行により介護の需要はさらに増加することが見込まれる。今後は要介護者を増やさない、介護度を進行させないことは本人、家族のため、介護保険維持のために大切である。さらに介護専門職の確保困難も予想され、介護体制維持のためにも介護予防サービスの拡充が必要との意見があった。

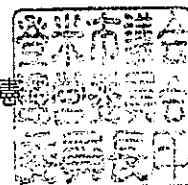
請願の緩和型介護サービスは、介護人員の配置基準を緩和することにより、接骨院などで機能訓練を受けられる仕組みだ。接骨院などでは、設備投資無く現状の人員で必要なサービスを提供できる。地域の介護資源の有効活用を図り、低廉なサービスを通じて心身の機能維持や改善につながれば、健康で長生きする将来課題に対応した一方策であり賛成だとする意見もあった。

しかしながら、一方では本請願の提出に至る過程において市内事業者の声が反映されたものかどうか確認出来なかったこと、また、市内の複数の接骨院、整骨院などの事業者が既に総合事業の通所介護事業所としての指定を受けて事業を実施していること、さらには、現在の第 8 期介護保険事業計画（令和 3～5 年度）に途中から新たなメニューを組み込むことは難しく、次期計画（令和 6～8 年度）の策定に向けてニーズ調査を実施予定であり、緩和型サービスをメニュー化する必要性についても検討していく予定という状況を鑑み、「不採択」としたものである。

令和4年6月15日

登米市議会議長 関 孝 様

提出者 議会運営委員会
委員長 及 川 昌 憲



市長の専決処分事項の指定についての一部改正について

上記議案を、別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び第7項並びに会議規則（平成17年議会規則第2号）第14条第2項の規定により提出します。

(別紙)

市長の専決処分事項の指定についての一部改正について
本則に次の3項を加える。

- 5 災害（災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受けたものに限る。）により緊急に必要となる事業、維持補修、工事等（その財源の全部又は一部が国または県から付与され、かつ、市独自の判断をする余地がないものに限る。）に関する歳入歳出予算の補正を行うこと。
- 6 新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2項第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。）の感染拡大等に伴い、緊急に必要となる事業等（その財源の全部又は一部が国又は県から付与され、かつ、市独自の判断をする余地がないものに限る。）に関する歳入歳出予算の補正を行うこと。
- 7 解散、欠員等の事由に基づく緊急性のある選挙費に関する歳入歳出予算の補正を行うこと。

附 則

この議決は、令和4年6月15日から効力を生ずる。

(提案の理由)

本案は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成27年9月定期議会において1項目を指定し、次に平成28年議会定例会1月招集議会において3項目を追加で指定した市長の専決処分事項に、新たに3項目を加え、議会運営及び行政執行の迅速化及び合理性を図るため、議会の権限に属する軽微な事項について、専決処分事項の指定の追加を行うものであります。

発議第3号

令和4年6月15日

登米市議会議長 関 孝 様

提出者 産業建設常任委員会
委員長 佐々木 幸



水田活用の直接支払交付金の見直しに対する意見書

上記議案を、別紙のとおり会議規則（平成17年議会規則第2号）第14条第2項の規定により提出します。

（提出の理由）

本案は、水田活用の直接支払交付金の見直しに対して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条に基づき関係行政庁に意見書を提出するため、登米市議会会議規則（平成17年議会規則第2号）第14条2項の規定により提出するものであります。

水田活用の直接支払交付金の見直しに対する意見書

国は令和4年度予算編成に際し、「水田活用の直接支払交付金の見直し」にかかる方針を示した。

これまで水田農業を基本とする本市においては、昭和40年代から始まった減反政策の下、水稻を基幹としつつ畜産振興にも力を入れてきたことから、牧草地による転作も推進してきたところである。転作に協力してきた農家は、この交付金を活用して、地域の特色や気候に合った作物を作付けし、経営の安定や農業生産基盤の強化に努めてきた。

このような中で、今般の水田活用の直接支払交付金の見直しは、生産者の中長期的な営農計画への影響に加え、農業経営の圧迫、生産意欲の減退、離農者の増加、さらには耕作放棄地の増加など地域農業に混乱を生じさせることが懸念される。

よって、今後の水田活用の直接支払交付金の取扱いにあたっては、地域の意見や実情に十分配慮し、農業者の経営の安定が維持され、地域農業に混乱が起きないように、下記の項目について対応を強く要請する。

記

1. 飼料用米にかかる複数年契約加算の減額は、主食用米作付への揺り戻しも想定され、今後の主食用米の生産数量目標達成が危惧されることから、飼料用米の複数年加算については、従来どおり対応すること。
2. 多年生牧草の戦略作物助成の取扱いについて、収穫のみを行う年の減額、播種から収穫まで行う年と区分する見直しは、当地域の播種作業形態と合わないことや、条件不利地が耕作放棄地となりかねないことから、従来どおり対応すること。
3. 交付対象水田の取扱いについて、今後5年間に一度も水張りが行われない水田は交付対象から除外する方針としているが、作業効率の向上や作物に適した土壌改良に尽力されてきた営農努力を無視したものとも捉えられる。営農活動の効率化は担い手不足の観点からも必要不可欠であることから、従来どおり対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年6月 日

内閣総理大臣	岸田 文雄	} あて
農林水産大臣	金子原二郎	
財務大臣	鈴木 俊一	
衆議院議長	細田 博之	
参議院議長	山東 昭子	

登米市議会議長 關 孝